

# 議 案 参 考 資 料

令和3年7月 臨時会

(目 次)

- JR九州による立体駐車場の整備等について（第54号議案及び第55号議案関係）……………（ 1 ）
- 大村市税条例（新旧対照表）（第1条関係）（第54号議案関係）……………（ 3 ）
- 大村市都市計画税条例（新旧対照表）（第2条関係）（第54号議案関係）（ 4 ）
- 市道上の自動車破損事故について（報告第9号関係）……………（ 5 ）

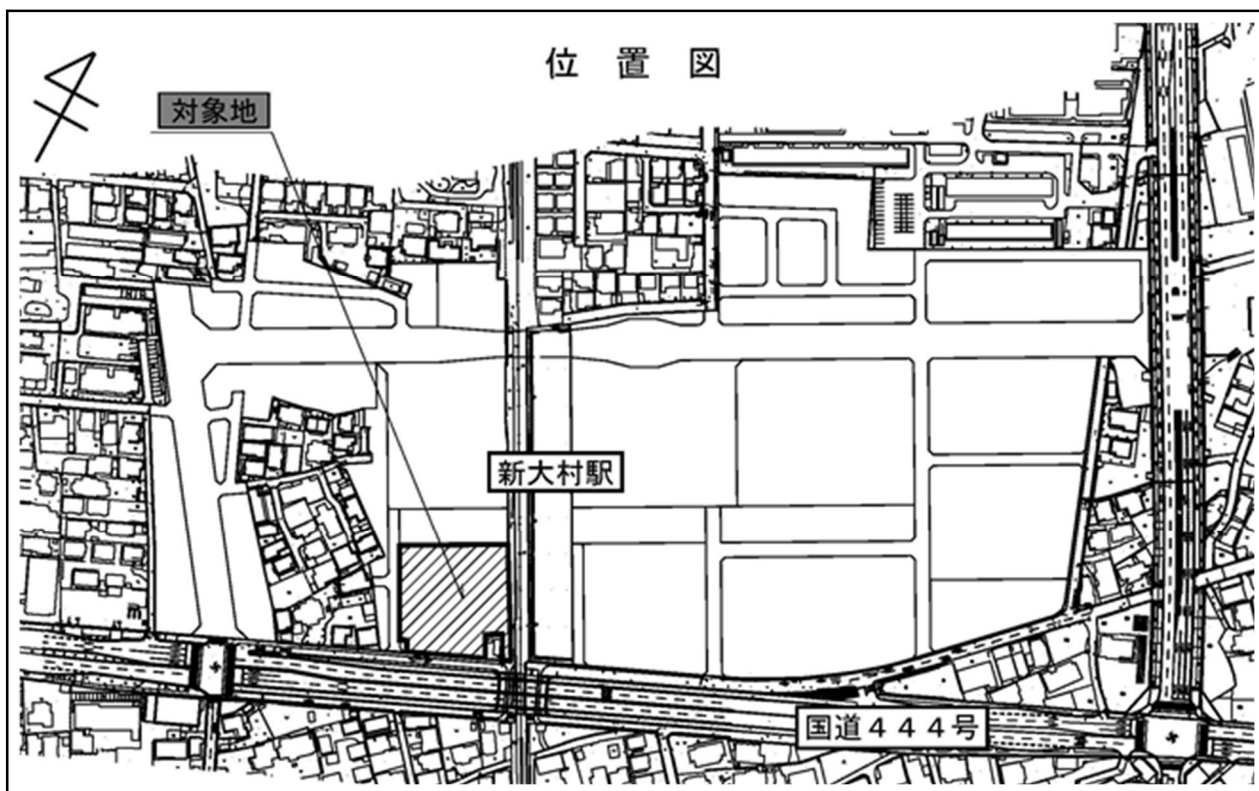
## J R九州による立体駐車場の整備等について（第54号議案及び第55号議案関係）

### 1 経緯

平成28年1月に、本市と九州旅客鉄道株式会社（固定資産税等の免除及び土地の無償貸付の相手方。以下「J R九州」という。）で交わした（新大村駅及び車両基地駅周辺整備に関する）覚書の中で、本市が新大村駅周辺に駅利用者用の駐車場を確保することとしており、これに基づき、市は下記位置図の対象地に立体駐車場の整備・運営（以下「整備等」という。）をするよう進めていた。

しかしながら、J R九州は、他自治体の駅周辺における整備等の実績が多数あることから、当該立体駐車場をJ R九州で整備等をできないか、同社と協議を進め、このたび、一定の条件（固定資産税等の免除と土地の無償貸付）のもと、市に代わってJ R九州が整備等を行うことで協議が整った。

（※市で整備等をした場合…建設費：約5.5億円、30年間の維持管理費：約5.2億円、解体費：約0.9億円）



### 2 J R九州が整備等をする立体駐車場の概要

(1) 構造 鉄骨造 2層3段 自走式

(2) 駐車台数 約270台

※別棟で駐車場管理室（プレハブ造1階建）を設置予定

### 3 固定資産税及び都市計画税の課税免除額（見込み）

約360万円／年

### 4 本件土地を有償貸付とした場合の貸付料（見込み）

約450万円／年

## 5 課税免除と減免の違い

**課税免除**・・・当初から納税義務を発生させない。

**減免**・・・一旦発生した納税義務の全部又は一部を免除する【条例に規定あり】。

○地方税法（昭和25年法律第226号） 抜粋

（公益等による課税免除及び不均一課税）

第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 略

（固定資産税の減免）

第367条 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。

大村市税条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(固定資産税の課税免除) 第39条の2 公益上その他の事由により市長が課税を不適當と認める固定資産に対しては、固定資産税を課さない。</p>	

大村市都市計画税条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(課税免除) 第2条の2 公益上その他の事由により市長が課税を不相当と認める土地及び家屋に対しては、都市計画税を課さない。</p>	

## 市道上の自動車破損事故について（報告第9号関係）

### 1 経緯

令和3年6月13日午後2時30分頃、■■■■氏（以下「相手方」という。）所有の普通自動車が市道古賀島町3号線を走行中、道路の段差箇所（深さ7cm）に気付かず通過した際、左前輪のホイールを損傷した。

### 2 事故の原因及び処理

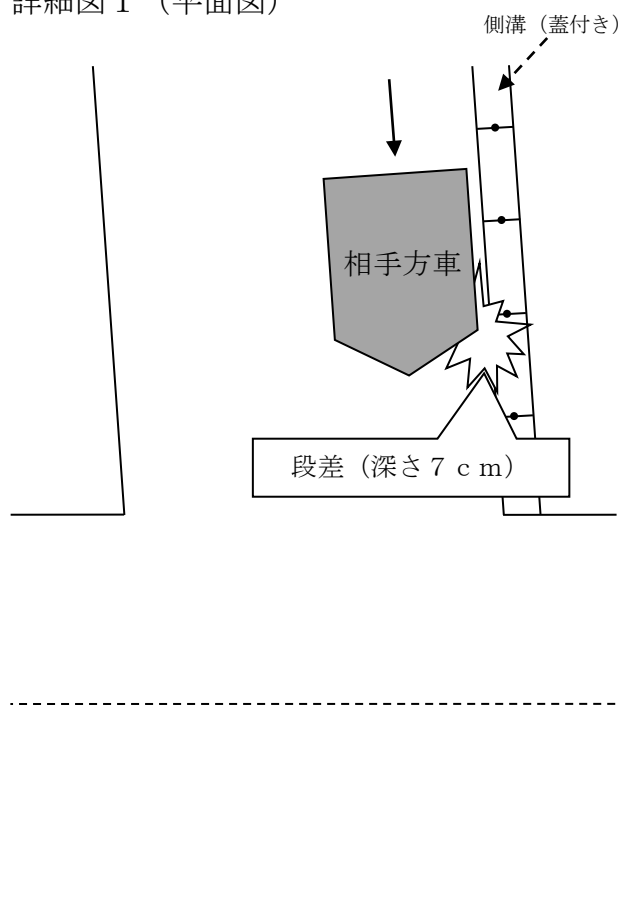
事故の原因は、車の往来、経年劣化等により生じた段差箇所の発見が遅れ、危険箇所の表示等、安全対策を講じていなかったためである。事故発生後、段差箇所の補修工事を行った。

### 3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費の5割に相当する額51,810円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図1 (平面図)



詳細図2 (前面図)

